



文京区
シンボルマーク



文の京
(ふみのみやこ)

区報 ふんきよ

特別区民税・都民税特集号

■主な内容

申告の注意点……………	2面	住民税のQ & A……………	6面
令和3年度の主な改正点……………	3面	税務署からのお知らせ……………	7面

令和3年
(2021) 1/15

発行/文京区
編集/総務部税務課
〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎ (3812) 7111
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

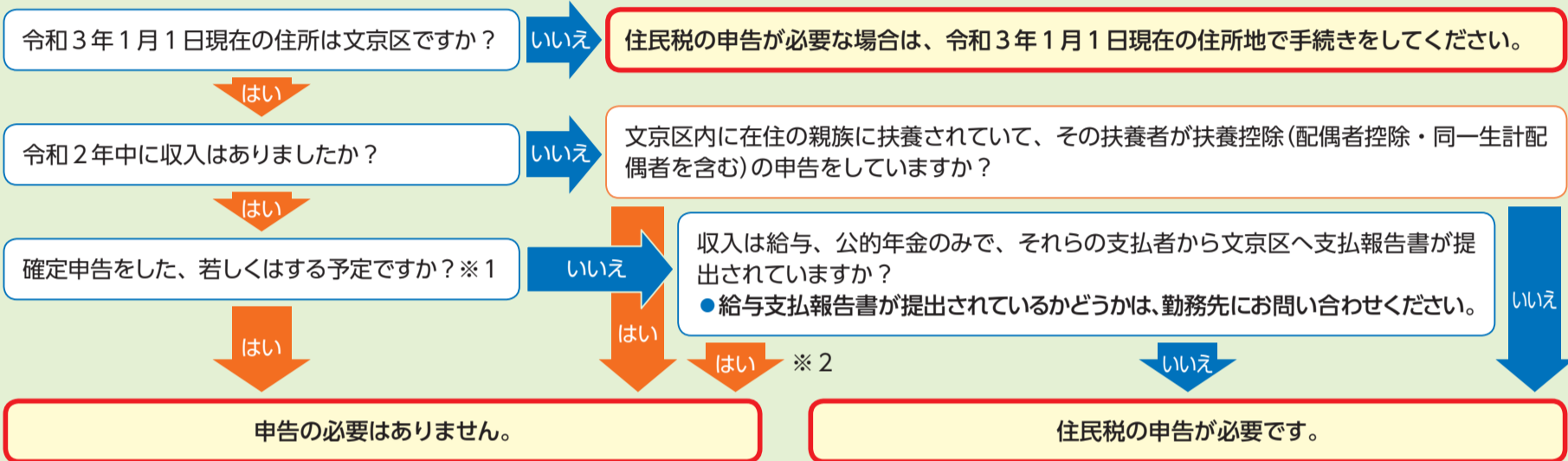
▲区制70周年を契機に
制定した区のシンボル
マークです。

住民税(特別区民税・都民税)の申告について

新年を迎え、税の申告の時期が近づいてきました。この特集号では、住民税の申告について皆さんの疑問にお答えし、申告がスムーズに進むようご案内いたします。毎年申告される方も、申告が初めての方もぜひ一緒に確認しましょう！ ☎税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

申告が必要か確認してみましょう

スタート



※1 確定申告は住民税の申告を兼ねています。確定申告書第1表の「1月1日の住所」欄及び第2表の「住民税に関する事項」も忘れずに記入してください。
※2 収入金額によっては、申告が必要な場合があります。

期限内に申告をしましょう

申告期限は3月15日(月)です

前年度に住民税の申告をした方には、申告書を1月末に一斉発送します。
郵送されない方には、2月以降に、税務課(シビックセンター10階)、区民サービスコーナー(シビックセンター2階)及び地域活動センターで申告書を配布します。 ※税務課以外は、なくなり次第終了です。区ホームページからもダウンロードできます。

⚠ 郵送申告のお願い

会場は大変な混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申告書提出にご協力ください。
●郵送申告で申告書の控えが必要な方は、控えに申告書と同じ内容を記入し、返信用封筒に別途封筒(あて名記入・84円切手貼付)を同封してください。



申告に必要なもの

- 1 申告書
- 2 印鑑
- 3 令和2年中の所得を証明する書類
給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、
自営の場合は収支明細・帳簿など
- 4 令和2年中の控除を証明する書類
国民年金・生命保険・地震保険などの控除証明書原本、
医療費控除の明細書、身体障害者手帳の写しなど
- 5 マイナンバーにかかる本人確認書類
(郵送申告の場合は以下のコピー)
 - 番号確認 マイナンバーカード(裏面)、通知カード(記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きされている場合に限る)、住民票の写し(個人番号記載あり)のいずれか1点
 - 身元確認 **1点確認**：マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、在留カードなど
2点確認：学生証(写真なし)、社員証(写真なし)、住民票の写し(個人番号記載なし)、納税通知書など

※代理人申告の場合は、委任状が必要になります。(6面参照)

以下の4点は区ホームページから印刷できます

- 特別区民税・都民税申告書
(申告書のダウンロード開始日については区ホームページをご覧ください。)
- 上場株式等に関する住民税課税方式選択の申出書
- 医療費控除の明細書
- 代理人申告のための委任状

ダウンロードはこちらから

リンク先(パソコン版)
文京区☎ホーム>手続き・くらし>税金>ダウンロード(申請書・届出書・その他)



申告会場のご案内

⚠ マスクを着用し、感染予防へのご協力をお願いします。

期 間 2月1日(月)～3月15日(月) 【土・日曜、祝日を除く ※2月21日(日)のみ休日受付を行います】

時 間 午前9時～午後5時 場 所 シビックセンター10階北側 1001会議室

※確定申告書の受付はしていません。所得税の申告会場については、7面をご覧ください。



申告の注意点

医療費控除の申告

医療費控除の申告には、**領収書ではなく医療費控除の明細書の添付**が必要です。健康保険組合が送付する医療費のお知らせを使用することもできます。

領収書では申告できませんのでご注意ください。
※ただし医療費のお知らせは、1年間分全ての医療費が記載されていません。
 記載の無い月の医療費については、領収書を**確認して医療費の明細書を作成**してください。



年金収入400万円以下の方

年金収入400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の義務はありません。しかし、年金の源泉徴収票に記載されていない控除がある場合は、申告をしないと住民税の計算に含めることができません。(医療費や生命保険料、地震保険料など)

また、源泉徴収票に記載された扶養控除に変更がある場合も、申告が必要です。



上場株式配当等に係る所得の申告はご注意ください

上場株式配当等に係る所得について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書送達前までに住民税の申告**をする必要があります。納税通知書送達後に申告をいただいても、確定申告で選択した課税方式を変更することはできません。また、納税通知書送達前に、上場株式配当等に係る所得を記載せず申告した場合、納税通知書送達後に上場株式配当等にかかる所得を含めての修正申告はできません。

上場株式配当等に係る所得について所得税と住民税で異なる課税方式を選択するための住民税申告をする場合は、特別区民税・都民税申告書に「**上場株式等に関する住民税課税方式選択の申出書**」を添付して申告してください。また、所得税の申告との相違を確認するため、確定申告書控えの写しや特定口座の年間取引報告書等の写しを添付してください。

問 税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

確定申告や住民税の所得控除対象になります (令和2年1月～12月支払い分が対象)

国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険

保険料(社会保険料控除)

保険料を納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「口座振替済みのお知らせ」(順次郵送中)を、公的年金から保険料が差引かれた方(特別徴収)は「公的年金等の源泉徴収票」(1月に日本年金機構等から送付)をご活用ください。なお、介護保険料のほか、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を特別徴収された方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」には合算額が記載(内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載)されています。申告書の社会保険料の欄には、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料について確認する場合や、遺族年金又は障害年金(非課税年金につき源泉徴収票は送付されません)から差引かれた方は、担当係へお問い合わせください。

※確定申告と住民税申告には、介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険料証明書の添付は不要。

問 国保年金課 国保収納係 ☎(5803)1194

問 国保年金課 高齢者保険料係 ☎(5803)1198

問 介護保険課 資格保険料係 ☎(5803)1379

障害者控除対象者認定を受ける方へ

障害者控除対象者認定とは、65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、障害者又は特別障害者として認定書を発行する制度です。認定書の発行に際しては、医師の意見書をもとに障害者控除対象者の認否を判定します。申請方法は、控除の対象となる年の12月31日現在の状況が、以下の①又は②によって異なりますので、詳しくは担当係へお問い合わせください。

①要介護・要支援認定を受けている方

⇒対象者の介護保険証と申請者の身分証明書(氏名・生年月日・住所が確認できるもの)が必要(医師の意見書の提出は不要)です。なお、認定書は申請受付後、10日程度で郵便により送付いたします。

問 介護保険課 介護保険管理係 ☎(5803)1389

②要介護・要支援認定を受けていない方

⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除認定対象者判定意見書」が必要となります。ご相談をお受けした上で申請書等をお渡しいたしますので、お問い合わせください。

問 高齢福祉課 高齢者相談係 ☎(5803)1382

おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前にお問い合わせください。

問 介護保険課 認定審査係 ☎(5803)1378

介護保険サービスの利用料(医療費控除)

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

居室サービスの利用料	(1)自己負担の全額が控除の対象となるもの(支給限度額超過分も含む)
	①訪問看護・介護予防訪問看護 ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります) ⑦看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) ⑧介護福祉士等による喀痰吸引等の対応 (2)上記(1)のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの(支給限度額超過分は対象外) ①訪問介護(生活援助中心型を除く)・夜間対応型訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護 ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります) ⑥総合サービス事業の国基準サービス(訪問型・通所型「生活援助中心のサービスを除きます」)
施設サービスの利用料	(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額及び居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額 (2)介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 介護保険適用の自己負担額及び居住費・食費の合計額
主な対象外サービス	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 福祉用具貸与・購入、住宅改修

※高額介護サービス費が給付されている場合には、それぞれ自己負担額の合計から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。

※控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(本人作成)の添付が必要です。

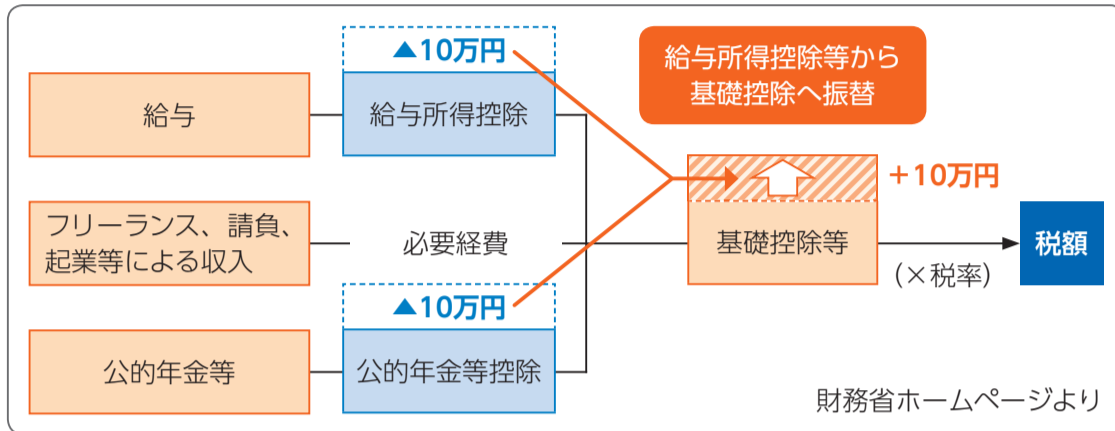
※医療費控除についての詳細は、税務署にお問い合わせください。

問 介護保険課 給付係 ☎(5803)1388

令和3年度からの住民税の改正点のお知らせ

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。これに伴い、子育てや介護を行っている方などに配慮するため新たに所得金額調整控除が創設され、扶養親族等の所得金額要件についても見直されました。



給与所得控除の見直し

- 1 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- 2 給与等の収入金額が850万円を超える場合、給与所得控除の上限額が195万円となります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

公的年金等控除の見直し

- 1 公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。
- 2 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額の上限額が195万5千円となります。
- 3 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は一律10万円が、2,000万円を超える場合は一律20万円が、それぞれ上記1及び2の公的年金等控除額から引き下げられます。

65歳未満（昭和31年1月2日以降生まれ）

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額			改正前
	改正後			
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋17万5千円	収入金額×25%＋7万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋58万5千円	収入金額×15%＋48万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋135万5千円	収入金額×5%＋125万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

65歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額			改正前
	改正後			
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋17万5千円	収入金額×25%＋7万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋58万5千円	収入金額×15%＋48万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋135万5千円	収入金額×5%＋125万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	



基礎控除等の見直し

- 基礎控除額が10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逦減し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用されなくなります。
- 上記1及び2の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除が適用されなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円(所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

所得金額調整控除の創設

給与所得控除について、上限となる給与収入が850万円に引き下げられたため、給与収入850万円超の納税義務者は増税となります。そのため給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている方に負担増が生じないよう「所得金額調整控除」が創設されました。また、給与所得と公的年金等所得それぞれの控除額が10万円引き下げられたため、両方の所得を有する場合、基礎控除が10万円引き上げられても負担増が生じるケースがあります。このような場合にも、負担増が生じないよう所得金額調整控除が適用されます。

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除します。

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合

- 特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$



2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方あり、その合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得 (10万円を超える場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得 (10万円を超える場合は10万円)}) - 10\text{万円}$$

※上記1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

扶養親族等の所得金額要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替により、扶養親族等の合計所得金額要件なども見直されました。

所得控除等の要件

要件等	改正後	改正前	
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下	
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下	
勤労学生控除の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下	
ひとり親及び寡婦に係る生計を一にする子の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下	
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下	
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円	
障害者、未成年者、ひとり親及び寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下	
均等割非課税基準における合計所得金額	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	45万円	35万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がいる方	35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+10万円+21万円	35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+21万円
所得割非課税基準における総所得金額等	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	45万円	35万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がいる方	35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+10万円+32万円	35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+32万円

関税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155



未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するために、以下の措置が講じられました。

- 1 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用することとされました。
- 2 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられました。
- 3 上記の対応を踏まえ、合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親について、非課税となります。

※ひとり親控除と寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」その他同一の内容の記載がある方は対象外となります。

改正後

●ひとり親控除

配偶関係			死別		離別		未婚	
本人合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—
		子以外	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—	

●寡婦控除

配偶関係			死別		離別	
本人合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	—	—	—	—
		子以外	26万円	—	26万円	—
	無	26万円	—	—	—	



改正前

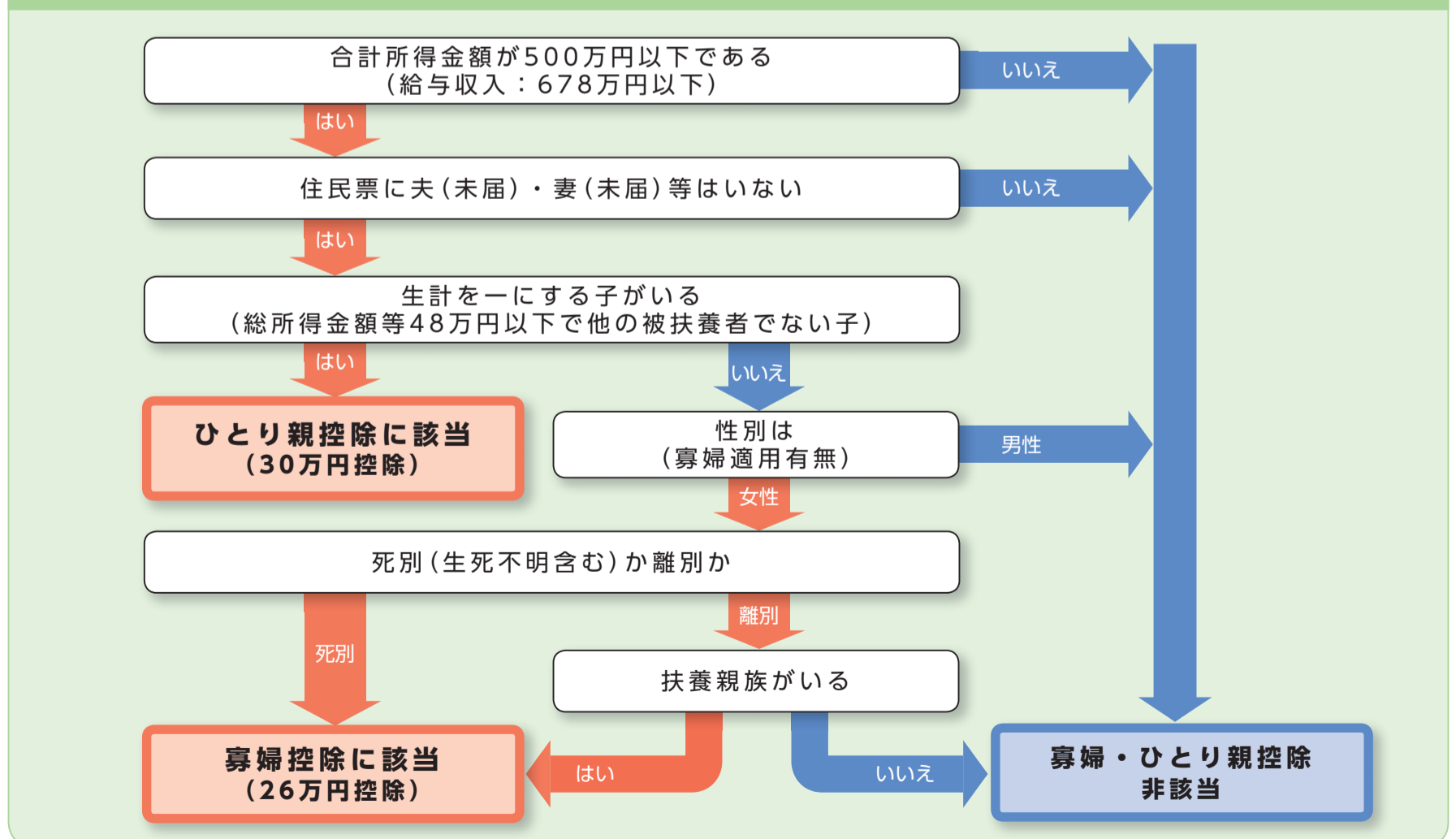
●寡婦控除

配偶関係			死別		離別	
本人合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	30万円	26万円	30万円	26万円
		子以外	26万円	26万円	26万円	26万円
	無	26万円	—	—	—	

●寡夫控除

配偶関係			死別		離別	
本人合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子	26万円	—	26万円	—
		子以外	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	

ひとり親控除・寡婦控除フローチャート



こんな時はどうするの？

住民税のQ&A大特集



問 税務課 課税第一・第二係
☎(5803)1154・1155

Q 海外転出の時、住民税の支払いはどうなりますか？

A あらかじめ納税管理人の申告(申請)をお願いします。

住民税は、前年の所得に対して1月1日現在住所のある区市町村で課税されます。1月2日以降に国外転出する場合は、事前に納税通知書の受け取り、税の納付等を納税者に代わって行う納税管理人の申告(申請)をお願いします。

Q 引っ越しをする住民税の支払先はどうなりますか？

A 住民税は1月1日現在住所のある区市町村に支払ってください。

今年の1月1日の住所が文京区なら、その後転出して課税地は文京区になり、令和3年度の住民税は文京区に納めていただくことになります。

Q 収入がなくても住民税の申告はしなくてはいいですか？

A 申告書の「収入がなかった人の記入欄」に記入し申告しましょう。

住民税の課税状況は国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・就学援助等、区の行政サービスの基礎資料等となるので、申告期限までにご提出をお願いします。

Q 亡くなった人の住民税の支払いはどうなりますか？

A 相続人の方に住民税の納税義務が継承されます。

住民税は、前年の所得に対して1月1日を基準に課税されます。1月2日以降に亡くなった場合、前年中に一定額以上の所得があれば課税されます。相続があった場合は、相続人の方に納税義務が継承されます。その際は、相続人代表者指定(変更)届のご提出をお願いします。



Q ふるさと納税をしましたが、控除を適用させるにはどうすればいいですか？

A ワンストップ特例申請又は申告をしてください。

ワンストップ特例申請とは確定申告を必要としない給与所得者等であること、寄附先が5自治体以内であること、その都度、寄附自治体に申請書を送付すること等の条件下であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる制度です。

ワンストップ特例を利用しない方は、確定申告にて申告すれば寄附金控除が受けられます。その際は、確定申告書第2表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄も忘れずに記入してください。(7面参照)

Q 住民税のかからない給与・年金収入の限度額と扶養に入れる限度額はいくらずですか？

A 給与収入のみの方は上段の表、公的年金収入のみの方は下段の表をご確認ください。

給与収入(年収)	住民税 かかる・かからない	扶養に 入れる・入れない
100万円以下	かからない	入れる
100万円超 103万円以下	かかる	入れる
103万円超	かかる	入れない



住民税がかかる限度額と扶養に入れる限度額は異なりますね

公的年金収入	※昭和31年1月1日以前生まれ(65歳以上) 昭和31年1月2日以降生まれ(65歳未満)		住民税 かかる・かからない	扶養に 入れる・入れない
	65歳以上	65歳未満		
公的年金収入	65歳以上	155万円以下	かからない	入れる
	65歳未満	105万円以下		
	65歳以上	155万円超 158万円以下	かかる	入れる
	65歳未満	105万円超 108万円以下		
	65歳以上	158万円超	かかる	入れない
	65歳未満	108万円超		

Q 代理申告の場合、代理権の確認が委任状でできるらしいけど、書式はありますか？

A 委任状は区のホームページからダウンロードできます。

ホームページ掲載の委任状でなくとも、必要事項の記載があれば自作の委任状でも受付します。委任状を自作する場合、左の委任状見本を参考にしてください。

委任状 **見本**

(代理人)
住所 文京区春日1-16-21
氏名 文京 太郎
生年月日 平成2年1月1日

上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。

令和3年度 特別区民税・都民税の申告
令和3年2月1日
(委任者)
住所 文京区春日1-16-21
氏名 文京 花子
生年月日 平成2年7月7日

氏名は必ず委任者本人が自署してくださいね



Q 医療費控除の申告はどうすればよいですか？

A 医療費控除の明細書をご用意ください。

平成30年度の申告から、医療費領収書に代わり、医療費控除の明細書が必要となりました。健康保険組合から送付される医療費のお知らせを提出していただくことで医療費控除の申告をすることもできます。(2面参照)

Q マイナンバーの記載がなければ、申告書を受け付けてもらえないのですか？

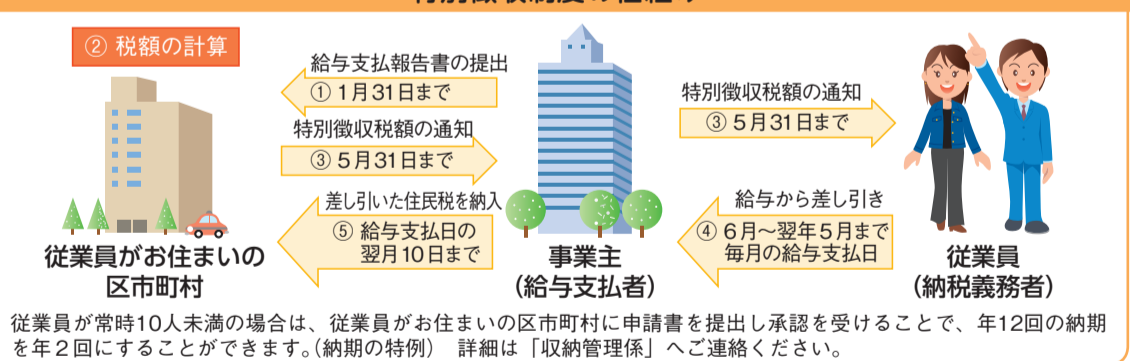
A 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)の施行に伴い、住民税の申告にはマイナンバーの記載が必要となります。

ただし、マイナンバー(個人番号)カードがない・持参していない等で個人番号が不明な場合には、番号が記載されていなくても受付します。

給与所得に係る個人住民税(特別徴収)について

東京都と都内62区市町村は、オール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施し、特別徴収推進を徹底しています。

特別徴収制度の仕組み



特別徴収とは

事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から住民税を差し引いて納入する制度です。



個人住民税PRキャラクター ぜいきりん

公的年金からの住民税の徴収(特別徴収)について

令和3年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者の方の年金所得に係る住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際に差し引き、これを区に納入することとなっています。

【年金所得に係る税額の納付方法】

ア 前年度より継続して対象となる方

税額	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度分の年金所得に係る税額の6分の1ずつ				(年金所得に係る税額-仮徴収額)の3分の1ずつ		

イ 新たに対象となる方

税額	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
年金所得に係る税額の4分の1ずつ			年金所得に係る税額の6分の1ずつ		

税務署に確定申告をする際は、申告書第2表の住民税に関する事項の記入を忘れずに！

所得税の確定申告をする際には、住民税に関する事項も確認してください。以下は間違いやすい箇所の説明になりますので、よく確認のうえ、ご記入ください。

イメージ：
申告書B様式(第2表下部)

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
明大昭平		配偶者		障	特障	国外	年調
明大昭平				障	特障	国外	年調
明大昭平				障	特障	国外	年調
明大昭平				障	特障	国外	年調
明大昭平				障	特障	国外	年調
明大昭平				障	特障	国外	年調

○ 事業専従者に関する事項 (59)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額
						円
						円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(特別徴収)	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(特別徴収)	都道府県・市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金・日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
○					○	○				

合計所得金額が1,000万円を超える方が配偶者を扶養にとる場合は同一に○を付ける。

16歳未満の扶養親族は(16)に○を付ける。(平成17年1月2日以降生まれの方)

寄附金税額控除の条例指定分(区市町村)該当法人は、下表のとおりです。

確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当等はここに記入。「少額配当等」+「総合課税を選択した配当所得」を記入してください。

主たる給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税の納付方法はこちらで選択できます。

ふるさと納税の支払額はここに記入。

寄附金税額控除の条例指定分(都道府県)該当法人については、ホームページ等で東京都条例指定寄附金一覧をご確認ください。

文京区条例指定分

文京区条例指定分対象法人一覧	適用開始年月日
社会福祉法人 東六会	令和2年1月1日
国立大学法人 東京大学	平成31年1月1日
社会福祉法人 洛和福祉会	
社会福祉法人 武蔵野会	
社会福祉法人 佑啓会	平成30年1月1日
国立大学法人 お茶の水女子大学	
公益財団法人 日本ナショナルトラスト	
社会福祉法人 フロンティア	
社会福祉法人 本郷の森	平成29年1月1日
公益財団法人 東京カリタスの家	
国立大学法人 東京医科歯科大学	平成28年4月1日
社会福祉法人 福音会	

文京区条例指定分対象法人一覧	適用開始年月日
公益財団法人 文京アカデミー	平成28年1月1日
学校法人 日本女子大学	
社会福祉法人 文京槐の会	
社会福祉法人 敬愛健伸会	
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会	平成21年1月1日

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため、政府の自粛要請を受けて中止等となった文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない場合も区条例指定対象となります。対象は文部科学大臣が指定するイベントです。
※都の条例により寄附金控除の対象に指定されている場合は、東京都の条例指定分も該当になります。

例 次の法人に寄附した場合

・東京都の条例でのみ指定された法人に5,000円を寄附した場合

都道府県・市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金・日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
○ (正しい例)	円	5,000円	円
× (誤った例)	円	5,000円	5,000円

税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

税務署からのお知らせ

申告書の作成・送信は、e-Taxで！～新型コロナウイルス感染防止の観点からも、是非ご利用を～

- ① 「国税庁ホームページ」へアクセス！
- ② 申告書を作成し、e-Taxで送信！

確定申告 検索 🔍

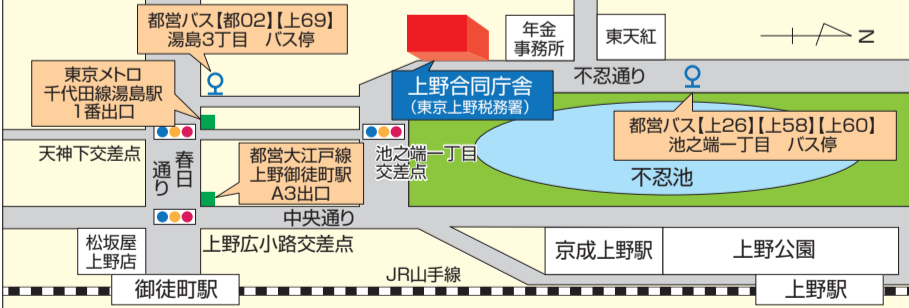


画面の案内に従って金額などを入力することで申告書を作成できます。
作成した申告書は、マイナンバーカード 又は IDとパスワード(※)を使って送信します。
※ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合には、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
なお、既にID・パスワード方式の届出をされた方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

上野合同庁舎 に申告書作成会場を開設します (東京上野税務署)

開設期間中は、小石川・本郷税務署には、申告書作成会場はありません。

会場所在地	台東区池之端1-2-22
開設期間	2月16日(火)～3月15日(月) ※土、日曜及び祝日を除く。ただし、2月21日(日)、2月28日(日)は、東京国税局において相談・受付を行います。
受付時間	午前8時30分～午後4時 (相談は午前9時15分から)



税理士による 無料申告相談 を開催します

無料申告相談会場で申告書を作成できます。

〈小石川税務署管内の方〉

会場	開催日程	時間
アカデミー茗台	1日(月)・2日(火)	午前9時30分～正午 (受付:午前11時30分まで) 午後1時～午後4時 (受付:午後3時30分まで)
アカデミー音羽	3日(水)・4日(木)	
大原地域活動センター	5日(金)・10日(水)	
区民センター	8日(月)・9日(火)	

〈本郷税務署管内の方〉

会場	開催日程	時間
区民センター	1日(月)	午前10時～午後4時 (受付:午後3時30分まで)
駒込地域活動センター	2日(火)・3日(水)	
汐見地域活動センター	4日(木)・5日(金)	

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

- 会場は感染防止策を講じた上で開設します。ご来場の際は、マスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。また、入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- 会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。また、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリ(注)で事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことでご利用できます。(注:LINEアプリでの入場整理券の発行は上野合同庁舎会場のみに対応しています。税理士による無料申告相談会場には対応していません。)

☎小石川税務署 ☎(3811)1141 本郷税務署 ☎(3811)3171

※「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。

住民税の納付のご案内 ～納付は納期限内にお願いします～

住民税の納付は**口座振替**をご利用ください。令和3年度第1期口座振替開始の**申込締切日は令和3年5月10日(月)**です

期別	口座振替日	申込締切日
令和3年度 口座振替 予定表	全期	
第1期	令和3年6月30日(水)	令和3年5月10日(月)
第2期	令和3年8月31日(火)	令和3年7月12日(月)
第3期	令和3年11月1日(月)	令和3年9月10日(金)
第4期	令和4年1月31日(月)	令和3年12月10日(金)

●申込：所定の口座振替依頼書に記入・押印のうえ、郵送又は窓口へ持参してください。
口座振替依頼書のご要望は、税務課収納管理係にご連絡ください。

住民税(普通徴収)及び軽自動車税(種別割)について、令和3年5月(予定)からスマートフォンアプリを利用し、クレジットカード払いで納付できるように導入の準備を進めています

スマートフォンアプリのカメラで納付書(30万円以下)に印刷されたバーコードを読み取り、決済方法を選択し(クレジットカード払い選択可能)納付する方法です。(※クレジットカード払いの場合は、手数料はお客様負担になります。)導入が正式に決まりましたら、令和3年4月中に、区報や区ホームページ(「手続き・暮らし」の「税金」)でお知らせいたします。

☎税務課収納管理係 ☎(5803)1153

令和3年2月1日は特別区民税・都民税普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、**税務課納税係**で納付相談をお受けします

特別区民税・都民税の納付相談及び納付窓口を 平日夜間及び土・日曜に開設します

お仕事などで、区役所の開庁時間(平日午前8時30分～午後5時15分)においでになれない方で、納付相談のある方や、納付される方はご利用ください。

夜間窓口 午後8時まで開設
令和3年1月20日(水)～22日(金)

休日窓口 午前9時～午後4時
令和3年1月23日(土)・1月24日(日)
※1月24日(日)は軽自動車の廃車相談もお受けします。

場 所 税務課(シビックセンター10階)
※業務用エレベータをご利用ください。ご不明な場合は、1階案内でお尋ねください。

◎納付忘れがあったらどうすればいい?税金を納めないとならぬの?

▲税は納期限内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。

また、督促状や催告書をお送りしても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

◎差押の対象となる財産にはどんなものがあるの?

▲給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金など全ての財産です。

勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に搜索する場合があります。(国税徴収法第141条から147条)

文京区では令和元年度に搜索及び自動車等のタイヤロックを17件実施しています。

住民税を一時に納付できない方のための猶予制度があります

(納税の猶予)

以下の理由により、住民税を一時に納付することができないとき
⇒文京区役所税務課へ猶予の申請をすることにより、1年以内の期間に限って納税の猶予が認められる場合があります。

- 1 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
 - 2 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり、又は負傷したとき
 - 3 事業を廃止、又は休止したとき
 - 4 事業について著しい損失を受けたとき
 - 5 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき
- ※5の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要があります。

(特例制度による徴収の猶予)

新型コロナウイルスの影響で事業等に係る収入に相当の減少があり、以下の要件に当てはまるとき

⇒猶予を希望する住民税の納期限までに、文京区役所税務課へ申請することにより、特例猶予が認められる場合があります。

- 1 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する住民税
 - 2 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同月比に比べて概ね20%以上減少している
 - 3 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること
- 猶予が認められると… ●納期限から最長で1年間、納付が猶予されます。猶予中、延滞金はかかりません。

(換価の猶予)

住民税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するとき
⇒その住民税の納期限から3か月以内に文京区役所税務課へ申請することにより、1年以内の期間に限って換価の猶予が認められる場合があります。

- 猶予が認められると… ●猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
●徴収の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。

☎税務課納税係 ☎(5803)1156

課税・納税証明書の発行

発行できる証明書

- 個人の特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書
- 軽自動車税(種別割)納税証明書

申請に必要なもの	●本人確認書類 運転免許証、パスポート、個人番号カード、住基カード(写真付)等 ※健康保険証の場合はキャッシュカードや診察券等、もう一点必要です。	税務課窓口、戸籍住民課窓口 ※上記窓口のみ交通系電子マネー利用可。
	●手数料 1通300円 (コンビニ交付の場合は1通200円) ●委任状 (代理の方が申請する場合)	

(注) ●税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請される場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口までお持ちください。
●家族の方でも、代理で申請される場合は委任状(自署・押印)が必要です。
●本人による郵送申請もできます。申請方法については、区ホームページをご覧ください。か、税務課納税係にお問い合わせください。

バイク・軽自動車等の廃車手続をお忘れなく!

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、バイク・軽自動車等を所有している方に納めていただく税金です。以下の方は、廃車手続をすることで、次年度以降の軽自動車税(種別割)がかからなくなりますので、速やかに廃車手続をお願いします。

- 1 盗難に遭って車両が見つからない方(盗難届とは別に廃車手続が必要です。)
- 2 破損等で車両が使用できなくなった方
- 3 亡くなられたご家族の車両をお持ちの方
- 4 既に車両を他の方に譲渡した方(※)

※譲受人が名義変更をしないことによるトラブルが増えています。車両を譲渡する場合は、引渡前に廃車手続をすることをお勧めします。

車種	手続・問合せ先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課納税係 ☎(5803)1152
軽二輪・二輪小型自動車	練馬自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2032
軽三輪・軽四輪車	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ☎050(3816)3101

☎税務課納税係 ☎(5803)1152